

新型コロナウイルス（フロリダ州の一部自治体におけるマスク着用の推奨）

1 デルタ株感染拡大を受け、フロリダ州内の一部の自治体等では、以下のとおり再びマスク着用を推奨（一部では義務化）する動きがみられます。

（１）マイアミデイド郡は、7月28日、郡政府が運営する施設内では、これまで免除されていたワクチン接種完了者に対してもマスク着用を義務付けると発表しました。同郡は、民間施設においても、マスクを着用するよう推奨しています。

（２）オレンジ郡は、同日、非常事態令を発し、ワクチン接種の有無にかかわらず、屋内ではマスクを着用するよう住民に求めています。これを受けてディズニーワールドでは、7月30日以降、同社が運営する施設内及び輸送機関内では、予防接種の状況に関係なく2歳以上のすべての訪問客にマスク着用を求めると発表しました。

（３）ブロード郡教育委員会は、公立学校におけるマスク着用義務を解除する可能性を検討していましたが、同日の7月28日、現在のマスク着用義務を、少なくとも本年秋まで維持することを決定しました。

（４）なお公共交通機関（航空機、船、フェリー、電車、地下鉄、バス、タクシー等）及び交通ハブ（空港、バス・ターミナル、駅、港湾等）では、連邦政府のガイドラインにより、すべての利用者（旅客、乗務員、運転手等）に対し、引き続きマスク着用が求められています。

2 今後、他の自治体でも同様の動きが続く可能性がありますので、在留邦人の皆様におかれては、お住まいの地域及び利用施設のルールをよく確認して行動するようにしてください。フロリダ州における新型コロナウイルス関連情報及び各地方自治体の案内は、当館の下記URL内のリンクから参照可能です。

<https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/100046159.pdf>

3 フロリダ州では、先週から1日あたりの新規感染者数が1万人を超える日々が続いています。これは本年1月以来の高い水準となります。在留邦人の皆様におかれては、引き続き、可能な限りマスク着用、3密（密閉、密集、密接）の回避、うがい・手洗いの励行といった基本的な対策をとられるようお願いいたします。

【在マイアミ日本国総領事館】

Consulate General of Japan in Miami

80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL 33130

電話:305-530-9090FAX:305-530-0950

代表 HP:<http://www.miami.us.emb-japan.go.jp>

○このメールの送信アドレスは送信専用です。

○このメールは在留届・メールマガジン・たびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

○「たびレジ」簡易登録をした方でメールの配信を停止したい方は、以下のURL から停止手続きをお願いします。

URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>